

【神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金 申請の手引き 改訂履歴】

版	項目	ページ	主な改訂内容（概要）
令和6年7月2日版	—	—	新規作成
令和6年8月8日版	II 1	7 ページ	合宿による免許取得の場合、食費及び宿泊費等の明細が確認できる領収書が必要であることを記載。 また、明細が出ない場合は、通所の場合の費用と比較して安価な方を対象経費とするため、通所の場合の費用が分かるパンフレット等が必要である旨記載。
	II 2	8 ページ	交付決定した申請事業者名を、後日ホームページに掲載することを記載。
	III	9 ページ	合宿による免許取得の場合、食費及び宿泊費等の明細が確認できる領収書が必要であることを記載。 また、明細が出ない場合は、通所の場合の費用と比較して安価な方を対象経費とするため、通所の場合の費用が分かるパンフレット等が必要である旨記載。
令和6年10月8日版	II 1	7 ページ	○「 <u>確認事項（様式第1の2）</u> 」 ・新規に取得した運転免許の種類が大型一種免許の場合は、従前の所持免許を確認する必要がある旨記載。 ・消費税等の交付対象経費とならない経費を除いて計算する必要がある旨記載。 ○「 <u>従業員が県内の事業所に所属、勤務していることが確認できる書類</u> 」 ・健康保険証では従業員が勤務している事業所が確認できない旨記載。
	IV 1	11 ページ以降	様式変更に伴い、記入例も修正。